

平成29年第4回茂原市教育委員会会議（3月定例会）日程

日 時：平成29年3月23日（木）13:00～

場 所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

(議決事項)

議案第1号 茂原市学校再編基本計画の策定について

議案第2号 茂原市通学区域審議会規則及び茂原市学校再編計画審議会規則を廃止する規則の制定について

議案第3号 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 茂原市史編さん委員会委員の委嘱について

議案第6号 茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第7号 茂原市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第8号 平成29年度茂原市の教育方針及び重点施策について

(報告事項)

1 茂原市立図書館における図書館資料の市外利用者貸出しについて

2 行事の共催、後援及び協賛について

3 平成29年第5回（4月臨時会）、第6回（4月定例会）及び第7回（5月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

4 その他

4 閉会宣言

★ (会議結果)

議決事項について、議案第1号から議案第8号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録（公開用）

平成29年第4回（定例会）

- 1 期日 平成29年3月23日（木）  
開会 午後1時00分  
閉会 午後1時55分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員  
教育長 内田 達也  
教育長職務代理者 齋藤 晟  
委員 鈴木 一代  
委員 安藤 明子  
委員 高貫 裕一郎
- 4 出席職員  
教育部長 中村 光一  
教育部次長（体育課長） 豊田 実  
教育総務課長 麻生 新太郎  
学校教育課長 古山 幹夫  
生涯学習課長 長谷川 伊智郎  
中央公民館長 酒井 映明  
美術館・郷土資料館長 津田 芳男  
東部台文化会館長 渡辺 健司  
教育総務課主幹 中村 一之  
教育総務課副主査 東間 諭
- 5 署名人の指定  
委員 高貫 裕一郎  
委員 安藤 明子
- 6 傍聴人 0名

内田教育長 : ただいまから、平成29年第4回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「高貫委員」と「安藤委員」を指定いたします。これより会議事項に入ります。本日は、議案が8件となっております。それでは、議案第1号「茂原市学校再編基本計画の策定について」説明をお願いします。

中村教育部長 : 議案第1号「茂原市学校再編基本計画の策定について」ご説明申し上げます。今までの教育委員会会議でも報告させていただきましたが、昨年10月から、本市の小中学校の再編について茂原市学校再編計画審議会において審議していただいております。先日の3月16日の審議会において答申書及び基本計画案が提出されたことを受け、別紙のとおり「茂原市学校再編基本計画」を策定しようとするものでございます。

まず、審議会からいただいた答申についてご説明いたします。お配りしました

答申書の写しをご覧ください。

まず1の「学校再編が必要となる背景について」として、学校再編は避けて通れない課題であるというふうに書いてございます。2から4につきましては、計画書の内容とほぼ一致しますので後ほど説明させていただきます。最後に5の「その他」で、審議会からの要望としまして、通学手段や通学路の整備、教育予算の確保、地域性の考慮や住民への説明が挙げられております。

なお、答申に添付された基本計画(案)につきましては、今回議案で挙げているものと同じ内容となっております。

それでは、「茂原市学校再編基本計画(案)」の主な内容を説明いたします。

1ページをご覧ください。

「第Ⅰ章 計画策定にあたって」として、計画の概要を記載しております。

2ページの上段をご覧ください。

本計画は、学校再編の基本的な考え方を示した「基本計画」であり、今後、具体的には平成29年度に特定の学校名や再編時期を定めた「実施計画」を策定する予定となっております。

下段をご覧ください。

基本計画の期間は、平成29年度から9年間、今後策定する実施計画の期間は、それぞれ第1次を4年間、第2次を5年間としております。

3ページからの「第Ⅱ章 茂原市の小中学校の現状及び今後の見込について」につきましては、教育委員の皆様には説明を何回かしたところですので、説明については省略をさせていただきます。

10ページからの「第Ⅲ章 学校再編の基本的な考え方(基本方針)について」、ここからが計画の核となる部分でございます。

13ページをご覧ください。

審議会での意見として「学校は確かに地域コミュニティの中心であることから、地域への配慮は必要だが、それ以上に子どもたちの教育環境が最優先である」とし、(1)として「教育環境の充実を最優先」、(2)として「再編にあたっての配慮」というふうにとめました。

14ページをご覧ください。

学校再編の基本方針として、大きく3つの項目を掲げました。

1つ目は「適正規模の維持」でございます。複式学級や単学級を解消し、学習活動や学校行事等の充実や、子どもたちが互いに切磋琢磨できる環境の確保を目指します。2つ目は「再編後の教育施設等の充実」でございます。再編後の校舎やトイレ等の施設改修に努め、また、小中一貫教育についても導入効果を含め検討してまいります。3つ目は「通学手段・安全性の確保」でございます。保護者アンケートでも審議会でも、これについての意見が圧倒的に多かったところでもございました。通学が遠距離であればスクールバスは必須だと事務局の方では考えており、また、通学手段だけでなく通学路の安全も重要だという意見もたくさんいただきましたのでこのように記載させていただきました。

15ページをご覧ください。

今までの考え方にに基づき、学校規模ごとの基本的な方向性をこのように定めました。内容につきましては、1月の教育委員会会議で報告したパブリックコメントの実施前のものと同じですが、簡単に説明をさせていただきます。まず小学校ですが、「1～5学級」の区分、これにつきましては人数が極めて少なく複式学級が存在する規模であり「速やかに統廃合する」といたしました。「6学級」については、全学年が単学級でクラス替えができない規模であり「今後児童数の増加が見込めなければ、速やかに統廃合する」といたしました。「7～8学級」については、多くの学年でクラス替えができない規模であり、「今後児童数が減少し単学級となる見込であれば統廃合を行う」といたしました。「9～11学級」については、まだ半分以上の学年でクラス替えができる規模であり、「統廃合や学区の見直し等、適正規模に近づける方策を検討する」といたしました。

続きまして中学校ですが、「1～2学級」については、現在本市ではございません。複式学級が存在する規模となりますので、小学校と同じく「速やかに統廃合する」といたしました。「3学級」は、全学年が単学級の場合ですが、中学校では部活動も本格化し、小学校より大きな規模が必要と考えられるということで、小

学校の6学級とは異なり「速やかに統廃合する」といたしました。「4～5学級」と「6～8学級」の場合ですが、「今後生徒数が減少する見込であれば、統廃合や学区の見直し等を行う」といたしました。考え方は小学校の7～8学級、9～11学級と同じですが、中学校の場合、小学校よりも地理的に統廃合が困難な場合が多いと考えられることや、小中一貫教育も検討する意味で言い回しを変えたものでございます。

16ページから資料になりますけれども、51ページをご覧ください。

こちらにパブリックコメントの概要を記載してございます。1月27日から2月27日までパブリックコメントを実施したところ、5人の方から23件の意見をいただきました。概要につきましては先日ご報告したとおりですが、特に反対の意見はございませんでした。

なお、パブリックコメントでいただいた意見による修正箇所はございません。

最後に、今後の予定ですが、5月14日に市民室、5月28日に本納中学校で基本計画についての説明会を実施する予定としております。それと同時に、新たに条例設置をしました学校再編審議会で審議を行い、9月頃を目途に具体的な実施計画を策定したいと考えております。

以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

内田教育長 : それでは議案第1号について質疑をお願いします。  
高貫委員 : 「学校再編に係る今後の予定について」の資料でお伺いしたいのですが、7月上旬に「地元意見交換会①」とあり、その後も「地元意見交換会②」とありますが、この地元というのは、再編の可能性のある地域で行われるものなのかどうかを伺いたいのと、「地元意見を集約してもらおう」と書いてあって、「自治会やPTA単位」とあるのですが、これは自治会とかPTAに取りまとめをお願いするものなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

麻生 : 今後の新たな実施計画を作る審議会の中で、5月からスタートしますが、5月から6月で素案が出来ると考えております。まず再編の対象として、複式学級等の学校になるかと思えますけれども、そういった学校の地区で行うということになると思えます。実施計画が最初4年、後期5年になりますけれども、最初の4年間で統廃合を実施する学校の地区ということになるかと思えます。

続いてPTA、自治会についてですが、手法についてまだ細かい事は決めておりませんが、実際に今後進めていく上で、まず保護者の意見というのは一番重要になってくると思えますので、PTA対象の説明会、また今後その地区の小学校に入学すると思われるお子さんのいる保護者を対象とした説明会、またそれぞれの自治会に説明会等を実施していく必要もあるのではないかと、それと合わせてアンケートも必要ではないかと考えておりますが、どのように実施していくかはまだこれからになりますが、とにかく自治会、PTA、あらゆる所で細かな説明が今後必要になってくると思っております。

高貫委員 : はい、ありがとうございました。

内田教育長 : 他にありませんでしょうか。

齋藤委員 : 全体的なものの考え方なのですが、学校再編というのは時の流れというか、時代の流れというか、これは避けては通れない、ここだけの問題ではない、日本全国の問題だと思うのですが、だからこそあまり卑屈にならない方がいいのかなと、適正規模という大義名分がありますから、あまり卑屈になると言われなくてもいい所まで言われてしまう、そういうような気がいたします。個人的な意見ですが、そんな中でこの学校再編計画審議会委員の方々には本当にご苦労をおかけしますが、よくやっただいていてと思います。逐一細かく説明していただくのは大変有り難いことですが、あまり卑屈にならない方がいいのかなというように思っております。私の意見でございます。

中村教育部長 : 申し訳ありません。卑屈という意味がちょっとよく分からないのですが。

齋藤委員 : そうですね、あまり弱気にならなくて良いということでしょうかね。これは避けては通れないことですから。

中村教育部長 : 今回の学校再編については、当然かなりの反発が予想されますので、担当の教育委員会は一丸となって、本当に腹を据えて取りかかるつもりでおります。何とか子どもさん達のことを考えて再編を出来るだけ早く行っていきたくて考えております。

- 齋藤委員 : これは私の意見です。
- 中村教育部長 : ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。  
それではなければ、議案第1号について採決に入ります。  
議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第2号「茂原市通学区域審議会規則及び茂原市学校再編計画審議会規則を廃止する規則の制定について」説明をお願いします。
- 中村教育部長 : 議案第2号「茂原市通学区域審議会規則及び茂原市学校再編計画審議会規則を廃止する規則の制定について」ご説明申し上げます。  
平成29年茂原市議会第1回定例会において「茂原市学校再編審議会条例」の制定が可決されたことに伴い、現行の「茂原市学校再編計画審議会規則」及び「茂原市通学区域審議会規則」を廃止するものでございます。  
今後、本市の学校再編につきましては、学区の見直しも含めて、新たな茂原市学校再編審議会で審議してまいります。  
なお、本市議会において「茂原市史編さん委員会条例」の制定も可決されましたが、市史編さんの進め方や方向性を協議してまいりました市史編さん準備委員会の設置要綱につきましては「平成29年3月31日限り、その効力を失う。」との規定があることから、本議案のように廃止の手続きは行わず、3月31日を経過したときに廃止となるものでございます。  
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 内田教育長 : それでは議案第2号について質疑をお願いします。  
よろしいでしょうか。  
それではなければ、議案第2号について採決に入ります。  
議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第3号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 中村教育部長 : 議案第3号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。  
平成29年茂原市議会第1回定例会において「茂原市学校再編審議会条例」及び「茂原市史編さん委員会条例」の制定が可決されたことに伴い、「茂原市学校再編審議会」及び「茂原市史編さん委員会」を教育委員会の附属機関とするため、所要の改正をするものでございます。  
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 内田教育長 : それでは議案第3号について質疑をお願いします。  
よろしいでしょうか。  
それではなければ、議案第3号について採決に入ります。  
議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第4号「茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 中村教育部長 : 議案第4号「茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。  
本案についても先の市議会において「茂原市史編さん委員会条例」の制定が可決されたことに伴い、茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則第4条の事務分掌に市史編さん事業に関する事務を加えようとするものでございます。  
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 内田教育長 : それでは議案第4号について質疑をお願いします。  
よろしいでしょうか。  
それではなければ、議案第4号について採決に入ります。

- 議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第4号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。次に、議案第5号「茂原市史編さん委員会委員の委嘱について」説明をお願いします。
- 中村教育部長 : 議案第5号「茂原市史編さん委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。本案は、茂原市史編さん委員会条例第3条に基づき、7名の学識経験者を委員として委嘱するものでございます。この内、齋藤功(さいとういさお)氏を除く6名の方は、市史編さん準備委員会の委員であり、引き続き委嘱するものでございます。任期につきましては、平成29年4月1日から平成33年3月31日まででございます。
- 内田教育長 : 議案第5号について質疑をお願いします。
- 齋藤委員 : 市外の方もおりますが、皆さん茂原の市史について詳しい方々なのですか。
- 津田美術館・郷土資料館長 : 今回7名の方を候補として挙げさせていただきましたが、皆さん茂原に関係のある方を選んでおります。今お住まいになっているのが市原市ですとか、千葉市となっておりますが、小高春雄先生にしましても、もともとこちらの出身ですし、茂原・長生などこの辺りをフィールドにされております。
- 内田教育長 : それから今度委員として入っていただく齋藤功先生も九十九里の方なのですが、この方は以前千葉県史、この中で民族の分野の取りまとめをされていた方ですので、直接茂原に関係は無いにしても、そのコネクションで茂原のこういう民族を知りたいというときには、どういう人をあたればいいのか、そういう適切なアドバイスをいただけるというようなことで今回お願いしている次第でございます。
- 内田教育長 : 茂原の歴史に関して、皆さん基本的にフィールドにされている方々を選んでおりますので、住所は確かにバラバラでございますが、そういう方々を選びました。
- 齋藤委員 : はい、ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議案第5号について採決に入ります。
- 各委員 : 議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 内田教育長 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第5号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。次に、議案第6号「茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。
- 中村教育部長 : 議案第6号「茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。本案は、現委員の任期満了に伴い、茂原市スポーツ推進審議会条例第3条の規定に基づき、新たに8名の委員を委嘱するものでございます。なお、任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日まででございます。
- 内田教育長 : また、関係行政機関及び小中学校体育連盟からの委員の委嘱については、4月に選出されることから、4月の教育委員会会議で改めて委員の委嘱の議案を上程する予定となっております。
- 内田教育長 : 以上、ご審議の程よろしく願いいたします。
- 内田教育長 : それでは議案第6号について質疑をお願いします。
- 内田教育長 : よろしいでしょうか。それでは議案第6号について採決に入ります。
- 各委員 : 議案第6号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 内田教育長 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第6号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。次に、議案第7号「茂原市スポーツ推進委員の委嘱について」説明をお願いします。
- 中村教育部長 : 議案第7号「茂原市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。本案は、茂原市スポーツ推進委員設置規則第3条に規定する委員の定数30名に

対し、現在24名を委嘱しているところですが、この度、一般公募により新たに2名を委嘱しようとするものでございます。なお、任期につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

内田教育長 : それでは議案第7号について質疑をお願いします。  
安藤委員 : 先ほどの議案第6号と合わせまして質問をさせていただきたいのですが、この「スポーツ推進審議会委員」と「スポーツ推進委員」のお役目というか、内容の違いを教えてください。

豊田 : まず議案第6号の「スポーツ推進審議会委員」でございますけれども、これは諮問に応じて本市のスポーツ振興に関する重要事項を審議する附属機関でございます。

「スポーツ推進委員」というのは、市民に対してスポーツの実技とか助言を行いまして、行政と市民のパイプ役といいますか、スポーツ振興を体育課と一緒に取り組んでいただけるスポーツ振興の核となる委員でございます。

安藤委員 : ということは、スポーツ推進委員という方は、今現在何かしらのスポーツをしている方ということになるのでしょうか。

豊田 : もちろん特技はありますけれども、例えばタッチバレーボール大会で言いますと、審判とか運営を行ってくださっている方なのです。ですからスポーツ推進委員の場合は、野球を教えるとか、テニスを教えるとかというのは、体育協会がありますけれども、一般住民に対して軽スポーツとか生涯スポーツを指導する方なので、特技が無くても特に熱意があれば出来ます。

安藤委員 : はい、分かりました。

鈴木委員 : 公募で2名ということで、2名以外で応募した方はいらっしゃらなかったのですか。

豊田 : 30名定員なのですが、今6名空いているので、広報等で募集したところ、取り敢えず2人から応募がありまして、面接ではないですけれども直接お会いして、仕事内容について話をし、委員に適しているなという判断をしたので今回2名を追加します。

鈴木委員 : いったん忘れたしまったのですが、この前のときに2人、病院の方でしたか2人応募があったということでしたが、募集の時期というのは決まっているのでしょうか。

豊田 : 募集は年間を通して、定員の30名になるまでは随時受付しています。

豊田 教育部次長 : ですから、例えば大会の参加者の中で探して、この大会は楽しかったか聞いて、すごく楽しかったという参加者がいたら、今度はその楽しさを伝える側になってみないか、スポーツ推進委員になってみないかと勧誘をして、少しずつ30名に近づけているところです。

鈴木委員 : ありがとうございます。

齋藤委員 : スポーツ推進審議会とスポーツ推進委員というのは関連していると思いますが、スポーツ推進審議会委員になれる方は、スポーツ推進委員の互選によるということはあるのでしょうか。

豊田 : 実は、スポーツ推進審議会委員の伊野幹雄さんが、スポーツ推進委員をまとめている長になっています。

業務としては、茂原市のスポーツ振興をするためには、こういう行事をやった方がいいとか、こういうふうにした方がいいと言うのがスポーツ推進審議会であり、それを実践するのがスポーツ推進委員ということなので、スポーツ推進委員の中からスポーツ推進審議会委員に入るのは、本当は好ましくはないのですけれども、一応そこから1名は出てもらっております。

齋藤委員 : 分かりました。

内田教育長 : 他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではなければ、議案第7号について採決に入ります。

議案第7号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第7号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第8号「平成29年度茂原市の教育方針及び重点施策について」説明をお願いします。

中村教育部長 : 議案第8号「平成29年度茂原市の教育方針及び重点施策について」ご説明申し上げます。

年度当初に茂原市後期基本計画及び教育施策の大綱に基づいて教育方針及び重点施策を定め、この方針に基づき各種事業を実施してまいります。

平成29年度の主要な取り組みをご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

基本方針1の「(1)学力の向上」では、「特色ある学校経営と次期学習指導要領の実施及び移行期間を見据えたカリキュラム・マネジメントの促進に努めるとともに、主体的な学びや思考力・判断力・表現力の育成の視点からの授業改善と多様な体験活動を推進します。」「子どもたちにとって、よりよい教育環境を整備するため、学校再編基本計画に基づき、学校再編実施計画を策定します。」。

2ページをご覧ください。

「(2)幼児教育・保育の充実」では、「幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。」「公立保育所・幼稚園整備計画により、民間事業者による認定子ども園設立を目指します。」「(3)読書活動の推進」では、「本に親しむ意欲と態度を育成する読書活動の充実に努めます。」「学校司書の配置を段階的に進め、図書館と連携を図りながら、読書環境づくりに努めます。」「(4)国際理解教育の推進」では、「小学校における英語の教科化に向け、教員の指導力の向上を図り、E L Tを各校に配置し、指導の充実に努めます。」「中学生等海外派遣事業では、中学生28名、教員等3名の計31名を姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市に派遣します。」。

3ページをご覧ください。

基本方針2の「(1)いじめ・暴力行為等の問題への取り組みの徹底」では、「いじめに対応する校内委員会を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。」「関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ります。」「(2)道徳教育の推進」では、「若年層教員を中心に、道徳の指導法に関する実践的な研修を位置づけ、指導力の向上に努めます。」。

6ページをご覧ください。

基本方針3「(5)スポーツレクリエーションの普及」では、「生涯スポーツを通じて市民の健康づくり、体力づくりを推進するため、本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」及び「ラジオ体操」の普及に努めます。」「総合型地域スポーツクラブについて、本市の実情に適したクラブの設立に向けて検討します。」。

7ページをご覧ください。

基本方針4の「(2)安全・安心な教育環境の確保」では、「本納公民館・本納支所複合施設の整備を進めるなど、社会教育・文化施設の適切な整備・維持管理に努めるとともに、設備等の充実に努めます。」「安全・安心な給食を提供するため茂原市学校給食センターをP F I方式により整備します。」。

以上が平成29年度の主要な取り組みでございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

内田教育長 : それでは議案第8号について質疑をお願いします。

齋藤委員 : 教育の基本方針は、大綱と一緒に良いと文部科学省からのお達しがありまして、それはそれで良いのですけれども、今回の茂原市のこの基本方針と大綱は、私は全く同じだなというふうに思っているのですが、同じと考えてよろしいですか。どこか変わっているところはありますか。

麻生教育総務課長 : この教育方針及び重点施策は、茂原市の大綱の目的を実現するための方針ということになりますので一致しています。

齋藤委員 : なるほど。分かりました。

高貴委員 : この施策の学校教育の部分なのですが、今学校でいろいろな問題が起きているというのは、皆さんご存知だと思うのですけれども、その辺で学校の教員の方々からの現場のご意見というのはこれには反映されているのでしょうか。また、もし反映されているとすれば、どのような所が反映されたのかというのを伺い出来ればと思います。

古山学校教育課長 : 学校現場の教員の意見を反映しているかというご質問でございますけれども、特に新しい学習指導要領がもうすぐ改訂になって進んでいく訳ですけれども、それはここにもございますように英語の教科化が小学校で始まってきます。ど

この小学校でも初めての経験になりますので、そういった研修の方法、具体的な内容については、今計画を立てているところでございます。幸いにして茂原小学校が教育課程特例校ということで十分な英語の研究をしておりますので、その研究を活かして、教員の研修にも活かしていきたいと考えております。

- 内田教育長  
高貫委員
- ： よろしいですか。
- ： はい、それはよく分かったのですけれども、もう一点それに付随してではないのですが、学力の向上というのは盛んに叫ばれると思うのですが、この席でも以前話題になった貧困問題というのがあるかと思ひまして、特に今中学生位になると、学校の授業だけでは足りずというか、塾に行くのが当たり前のような現状が、茂原市だけではなくて、他の所でもあって、それが当たり前になっているのではないのかなと思うのです。そうすると、塾に行けた子はある程度自分の進路が明るくなっていくのだと思うのですが、そうならない子というのやはり今非常にいて、そういう子たちが宙ぶらりんになって、なかなか自分の思った通りの進路に行けないという現状もあるかと思うのですが、その辺の底上げという言い方が良いかどうか分からないのですけれども、やはりその辺の子どもたちに対しても少し何か手厚い施策みたいなものを今後考えていただければ良いかなという、一つの意見なのですが、お願いできればと思います。
- 内田教育長  
古山  
学校教育課長
- ： 今のご意見に対して何かありますか。
- ： 中学生のすべてが学習塾に通うことが出来ないような現状はございます。それこそ社会福祉協議会でご配慮いただいて、教員OBがボランティアで学習支援をしていただけるというようなこともございます。そういった所を勧めるというのですか、子どもたちをそういった所に勧めるのもなかなか難しいところではございますけれども、そういう貧困の状況にある家庭のお子さんも含めて子どもたちを救う、そういう学習でのケアが出来るような施策についてはこれから検討してまいりたいと考えております。
- 高貫委員  
内田教育長  
安藤委員
- ： よろしくお願ひします。
- ： 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。
- ： 今、説明の中に無かったことで一つ気になった点があったのですけれども、基本方針2の(4)の中で、一番下になるのですけれども「インターネット上に潜む危険性の理解と有害情報から身を守る方法の普及を図るとともにネットパトロールを実施し、事故防止に努めます。」とあるのですが、この「ネットパトロールを実施し」とは、たぶん千葉県警とかでもそういう専門の部署があると思うのですが、これはどの位実施する見込みがある取り組みを考えていらっしゃるのでしょうか。
- 長谷川  
生涯学習課長  
安藤委員
- ： ネットパトロールにつきましては、平成29年度に予算要求をいたしまして、青少年指導センターに機器を揃えて実施してまいりたいと考えております。
- ： これは初めての試みということでよろしいのでしょうか。
- 長谷川  
生涯学習課長  
安藤委員  
内田教育長
- ： 今までは県からいろいろな情報等はいただいております。茂原市では平成29年度から初めて実施をいたします。
- ： はい、分かりました。ありがとうございます。
- ： 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは議案第8号について採決に入ります。  
議案第8号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員  
内田教育長
- ： 異議なし。
- ： 議案第8号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、報告事項に入ります。  
報告事項1「茂原市立図書館における図書館資料の市外利用者貸出しについて」説明をお願いします。
- 長谷川  
生涯学習課長
- ： 報告事項1「茂原市立図書館における図書館資料の市外利用者貸出しについて」ご説明いたします。  
図書館資料の貸出しにつきましては、以前は制限がございませんでした。  
しかし、平成23年4月1日より「茂原市に住所を有し、又は通勤若しくは通学している者」に制限をいたしました。平成26年4月1日より、指定管理導入と同時に「茂原市在住」を「長生郡内在住」に拡大をし、今回更に平成29年4月1日より「市原市、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町」を追加しようとするものでござ

います。

理由といたしましては、千葉県内37市の内、図書館がなく図書室のみの市が2市ございます。いすみ市と富津市でございます。残りの35市の図書館の規則をみますと、貸出の要件にそれぞれやはり「本市に住所を有し、又は通勤若しくは通学している者とする。」というふうになっておりますが、ただし書きということで、「ただし、館長が必要と認めた者については、この限りでない。」という条文がございます。この館長が必要と認めた者として、すべての人が利用できるとして制限を設けていない市が千葉県内には千葉市をはじめ8市ございます。また、行政境を接している市町村を利用可能としている市が24市、あくまで市内在住、在勤、在学としている市が2市のみでございます。

現在、茂原市の在住の方で「市原市立中央図書館」への登録者が約220名、「大多喜町立大多喜図書館」への登録者が約40名、「いすみ市図書室」への登録者が数名というふうに伺っております。また、長生郡市以外のいすみ市や大網白里市の方々から茂原市立図書館へ本を寄贈されている方も数名いらっしゃいます。このような状況から長生郡内の貸出しをさらに拡大しようというふうに思っております。

しかしながら、茂原市民以外の方は、直接図書館に出向き、書棚にある書籍のみを貸出しをすることが可能ですので、ベストセラー等、貸出中の書籍についてを予約することができません。また、茂原市民であれば、インターネットや窓口において、予約をすることが可能となっておりますので、また購入を希望するリクエスト制度も茂原市民のみというふうになっております。ですから今後も、茂原市民優先ということを最善に考えてまいります。

以上、ご報告申し上げます。

内田教育長 : それでは報告事項1について、ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは次に、報告事項2「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。

麻生教育総務課長 : 平成29年2月に教育委員会で決定いたしました共催、後援、協賛の行事についてご報告申し上げます。

「共催」につきましては、美術館・郷土資料館で11件ございました。なお、開催期間はお覧のとおり様々でございます。「後援」につきましては、生涯学習課で1件ございました。「協賛」につきましては、同じく生涯学習課で1件ございました。

内田教育長 : それでは報告事項2について、ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

次に、報告事項3「平成29年第5回(4月臨時会)、第6回(4月定例会)及び第7回(5月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。

麻生教育総務課長 : 教育委員会会議の日程についてご説明いたします。

4月は臨時会が、4月7日金曜日で11時30分よりございます。案件は、富士見中学校及び西陵中学校区の学校選択制及び統合についてです。なお、この日は9時半より中学校入学式がございますが、よろしく願いいたします。また、本日予定の第2回総合教育会議が延期になりまして、この日の午後1時15分より総合教育会議を開催いたしますのであわせてよろしく願いいたします。

4月定例会は、4月26日水曜日で15時より、5月定例会は、5月17日水曜日で15時より、いずれの会議もこの9階の会議室となります。

内田教育長 : 会議日程について、よろしいでしょうか。

それでは日程については、そのようをお願いいたします。

その他報告がありましたら、お願いいたします。

長谷川生涯学習課長 : 本日お配りしました「茂原市役所本納支所・茂原市本納公民館複合施設の愛称の決定について」ご説明をさせていただきます。

愛称募集につきましては、2月1日から2月28日の応募期間に852作品の応募がございました。この選定方法でございますが、事前審査として3月3日から3月8日に愛称選定委員会委員が応募作品852作品からまず40作品を選出していただきました。その事前審査で選出された40作品に基づきまして、3月14日に選定委員会を開催し、次のとおり最優秀作品としまして「ほのおか館」、優秀賞に「HO

NOKA」と「そらい」を選定いたしました。

「ほのおか館」という名称を応募した理由として「この地は帆丘(ほのをか)と称しておりましたが、今では人々の知識から消えてしまっています。この際、開館される地域融和の起点となる複合施設に付して、この名を末永く残したい。」ということでございました。事実、明治22年4月1日に本納村、小萱場村、法目村、高田村、榎神房村が合併し、帆丘町となりまして、明治39年9月1日に再度、本納町というふうに名称が変更されました。

以上でございます。

内田教育長 : それでは今の報告について、ご質問等ありますでしょうか。  
よろしいでしょうか。  
その他報告がありましたら、お願いいたします。  
なければ、以上で第4回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年4月7日

教育長 内田 達也

署名委員 高貫 裕一郎

署名委員 安藤 明子